

証券ジャパンの約款・規程集（対面取引（IFAを含む。）） 新旧対照表

令和4年3月28日
株式会社証券ジャパン

このたび、令和2年の個人情報の保護に関する法律の改正により、本年4月1日から外国にある第三者に個人データを提供するにあたり該当するお客様ご本人の同意を得ようとする場合には、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度等、お客様に参考となるべき情報等を提供することとされたことから、証券ジャパンの約款・規程集（対面取引（IFAを含む。））を一部改訂いたします。お客様におかれましては、当該改正内容等をご確認いただきますようお願い申し上げます。

（改正項目）

<p>1. 約款・規程集において「第2章 保護預り約款」、「第3章 振替決済口座管理約款」、「第7章 外国証券取引口座約款」の一部を改正します。</p> <p>2. 本改正は令和4年4月1日の適用といたします。</p>

（改正項目の新旧対照表）

下線部分変更

新	旧
第2章 保護預り約款	第2章 保護預り約款
<p>第17条（個人情報等の取扱い） 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局へ提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。<u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>	<p>第17条（個人情報等の取扱い） 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局へ提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <p>① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法1471条及び1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）</p>
第3章 振替決済口座管理約款	第3章 振替決済口座管理約款
<p>第50条（個人情報等の取扱い） (1) (現行どおり) (2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局へ提供することについて同意していただいたものとして取り扱います。<u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（IRS）においては、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p>	<p>第50条（個人情報等の取扱い） (1) (省略) (2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局へ提供することについて同意していただいたものとして取り扱います。</p>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ F A T C A の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ F A T C A の枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)
<p>第 7 章 外国証券取引口座約款</p>	<p>第 7 章 外国証券取引口座約款</p>
<p>第32条（個人データ等の第三者提供に関する同意）</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。<u>なお、米国における個人情報の保護に関する制度に関する情報は、個人情報保護委員会のウェブサイト（https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf）に掲載しておりますのでご参照ください。また、米国税務当局（I R S）においては、O E C D プライバシーガイドライン 8 原則に対応する個人情報保護のための措置を全て講じています。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ F A T C A の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。) 	<p>第32条（個人データ等の第三者提供に関する同意）</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（F A T C A）上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ F A T C A の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)